

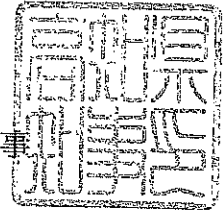


3 高都計第 395 号

令和 3 年 10 月 12 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



宿毛都市計画道路（1・6・2号宿毛新港インター線）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

宿毛都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路に1・6・2号宿毛新港インター線を追加する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・6・2	宿毛新港インター線	宿毛市権字夏山	宿毛市権字大権口	宿毛市権字新林	約740m		2車線	8m	
	構造形式の内訳		宿毛市権字新林	宿毛市権字橋ノ下		約400m	高上式	/	8m	
						約340m	地表式		8m	自動車専用道路と平面交差1箇所 県道宿毛城辺線と平面交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙「理由書」のとおり

## 宿毛都市計画道路の変更

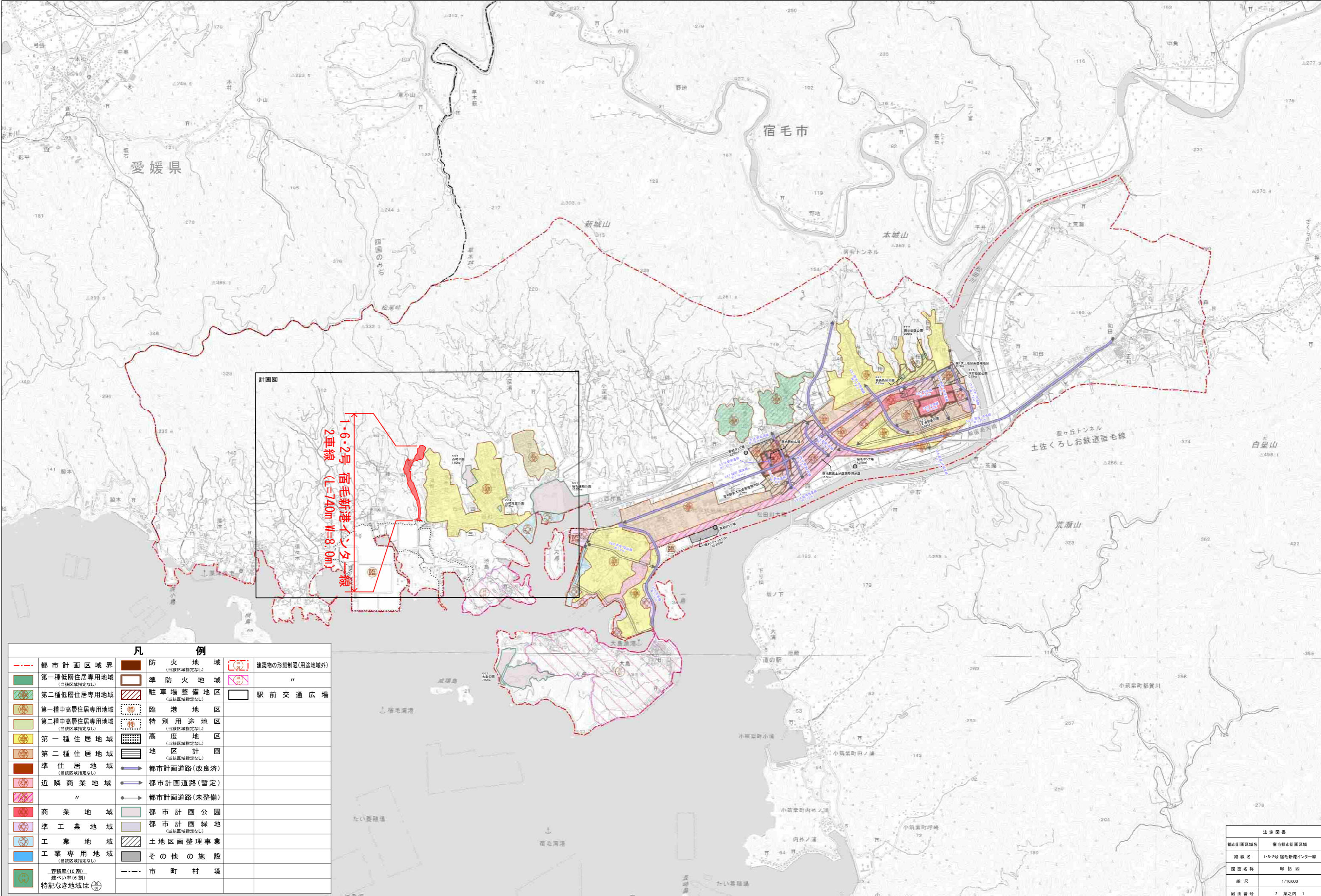
(県決定)

### 理由

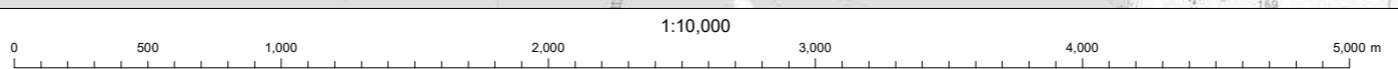
一般国道 56 号（四国横断自動車道）宿毛～内海は、高知県宿毛市和田を起点に愛媛県南宇和郡愛南町柏までを結ぶ、計画延長約 29.1 k m の自動車専用道路である。本路線は、「四国 8 の字ネットワーク」を形成する四国西南部に残る最後の未事業化区間である。宿毛市和田から愛媛県への延伸は、高知県西南地域と四国 8 の字ネットワーク沿線地域との観光、産業、物流などの連携強化が図られ、当地域の発展に大きく寄与するものである。さらに、南海トラフ地震発生時における国道 56 号の代替道路確保、円滑な救命、救助や支援のための防災活動拠点との連絡、救急医療施設への速達性向上など、「命の道」としての重要な役割を担う路線である。

このため、「1・5・1 号宿毛中央線」の都市計画決定に伴い、県道宿毛城辺線から宿毛新港インターチェンジ（仮称）までのアクセス道として、新たに宿毛都市計画道路「1・6・2 号宿毛新港インター線」として都市計画決定するものである。

# 宿毛都市計画総括図(その1) (S=1/10,000)



凡 例	
	都市計画区域界
	第一種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)
	第二種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)
	第一種中高層住居専用地域 (当該区域指定なし)
	第二種中高層住居専用地域 (当該区域指定なし)
	第一種住居地域 (当該区域指定なし)
	第二種住居地域 (当該区域指定なし)
	準住居地域 (当該区域指定なし)
	近隣商業地域 (当該区域指定なし)
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域 (当該区域指定なし)
	容積率(10割) 建ぺい率(6割) 特記なき地域は
	防火地域 (当該区域指定なし)
	準防火地域
	駐車場整備地区 (当該区域指定なし)
	臨港地区 (当該区域指定なし)
	特別用途地区 (当該区域指定なし)
	高度地区 (当該区域指定なし)
	地区計画 (当該区域指定なし)
	都市計画道路(改良済)
	都市計画道路(暫定)
	都市計画道路(未整備)
	都市計画公園
	都市計画緑地 (当該区域指定なし)
	土地区画整理事業 (当該区域指定なし)
	その他の施設
	市町村境
	建築物の形影制限(用途域外)
	"
	駅前交通広場



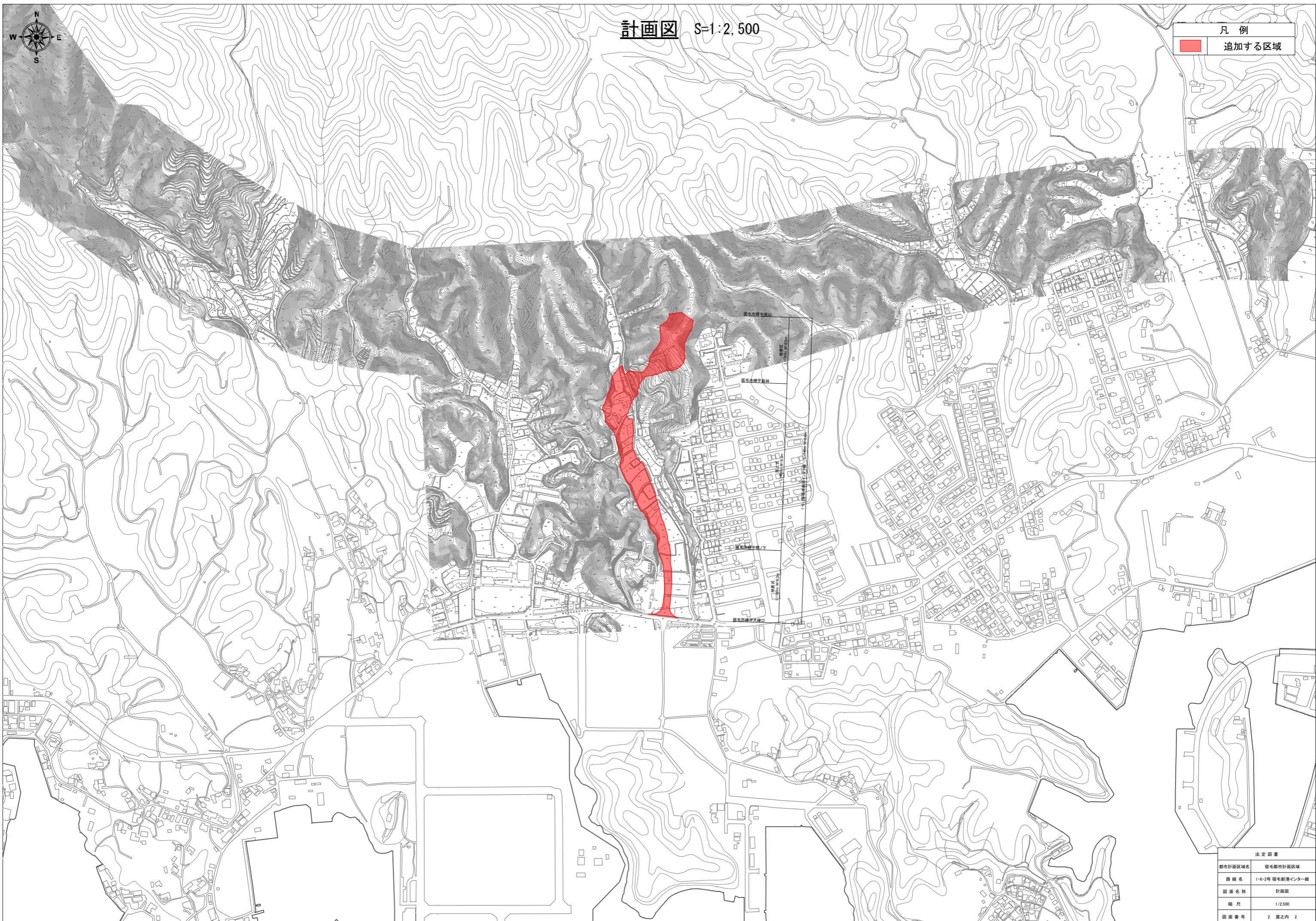
法定図書  
 都市計画区域名 宿毛都市計画区域  
 路線名 1・6・2号 宿毛新港インター線  
 図面名称 総括図  
 縮尺 1/10,000  
 図面番号 2 葉之内 1

「この図面は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情標、第668号)」  
 ※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、平成31年3月現在のものです。  
 ※この総括図は、おむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。



計画図 S=1:2,500

凡例  
追加する区域



法定図書	
都市計画区域名	坂本町計画区域
路線名	1-6-2号 坂本町インター線
図面名称	計画図
縮尺	1/2,500
図面番号	2 葉之内 2

測量法に基づき国土地理院長承認(使用)R3JH4 98